



# 宮 崎 県 公 報

平成20年 5 月 9 日（金曜日） 号外 第26号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 36,000円

## 目 次

### 告 示

○特定疾病又は監視伝染病の発生予防のための消毒の  
実施 ----- (畜産課) 1

頁

## 告 示

### 宮崎県告示第 338号の2

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、家畜伝染病予  
防法（昭和26年法律第 166号）第9条の規定により、次のとおり緊  
急に消毒を実施することを命ずる。

平成20年 5 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 実施の目的  
本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するた  
めの緊急の措置
- 2 実施する区域  
本県内の飼養羽数 1,000羽以上の養鶏農場その他家畜防疫員が  
必要と認める養鶏農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同  
等と認められる方法による消毒を自ら実施する農場を除く。
- 3 実施の期日  
平成20年 5 月13日から平成20年 5 月31日まで
- 4 消毒方法及びその実施方法  
消石灰を養鶏農場内の鶏舎周囲及び農場外縁部に散布する。